

平成28年9月

伊那市議会定例会議案
関係資料

平成28年9月5日

平成28年9月伊那市議会定例会議案関係資料目次

議案第1号関係資料	上伊那広域連合規約新旧対照表……………	1
議案第2号関係資料	伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表……………	3
議案第3号関係資料(1)	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（第1条関係）……………	4
議案第3号関係資料(2)	伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表（第2条関係）……………	7
議案第4号関係資料(1)	伊那市公民館条例新旧対照表……………	9
議案第4号関係資料(2)	伊那市役所支所設置条例新旧対照表……………	10
議案第4号関係資料(3)	伊那市地域自治区条例新旧対照表……………	11

議案第1号関係資料

上伊那広域連合規約新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新				
<p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 (11)～(16) 略</p>	<p>(広域連合の処理する事務) 第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。 (1)～(9) 略 (10) <u>ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務</u> (11)～(16) 略</p>				
<p>(広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1)～(9) 略 (10) ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関すること。 (11)～(15) 略</p>	<p>(広域計画の項目) 第5条 広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。 (1)～(9) 略 (10) <u>ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関すること。</u> (11)～(15) 略</p>				
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>				
<p>1～7 略</p>	<p>1～7 略 <u>(ごみ処理広域化に伴う経過措置)</u> 8 <u>広域連合は、平成29年3月31日をもって解散する伊北環境行政組合の事務及び財産を承継する。</u> 9 <u>伊北環境行政組合の解散に伴い、同組合の組合長が調製した決算については、広域連合の監査委員が審査を行い、これを広域連合の議会の認定に付する。</u></p>				
<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="123 1385 1097 1423"> <tr> <td data-bbox="123 1385 607 1423">処理事務等</td> <td data-bbox="611 1385 1097 1423">経費負担割合</td> </tr> </table> <p>略</p>	処理事務等	経費負担割合	<p>別表 (第17条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1153 1385 2123 1423"> <tr> <td data-bbox="1153 1385 1637 1423">処理事務等</td> <td data-bbox="1641 1385 2123 1423">経費負担割合</td> </tr> </table> <p>略</p>	処理事務等	経費負担割合
処理事務等	経費負担割合				
処理事務等	経費負担割合				

旧	新
<p>9 ごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務 略</p>	<p>9 ごみ処理施設及び最終処分場の設置、管理及び運営に関する事務 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「利用割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において、ごみ処理施設に搬入された<u>事業系一般廃棄物を除く各市町村ごみ量</u>による。</p> <p>5～6 略</p>	<p>備考</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「利用割」の算定基礎は、予算の属する年度の前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間において、ごみ処理施設に搬入された<u>各市町村のごみ量（事業系ごみ及び資源物を除く。）</u>による。</p> <p>5～6 略</p>

議案第2号関係資料

伊那市福祉医療費給付金条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするものの前年の所得が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの</p> <p>(6) 18歳未満の児童等で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの又は前号に掲げる者に扶養されているもの</p> <p>(7) 父母のない児童で、その者の前年の所得若しくはその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得が同条第5項に規定する額以上であるもの</p> <p>(8)～(9) 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得（1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）でその者と生計を同じくするものの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの</p> <p>(6) 18歳未満の児童等で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの又は前号に掲げる者に扶養されているもの</p> <p>(7) 父母のない児童で、その者の前年の所得若しくはその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得が同条第8項に規定する額以上であるもの</p> <p>(8)～(9) 略</p>

議案第3号関係資料(1)

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表 (第1条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																												
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 廃棄物の処理手数料等 (第25条－<u>第28条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第29条</u>)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 廃棄物の処理手数料等 (第25条－<u>第27条</u>)</p> <p>第6章 雑則 (<u>第28条</u>)</p> <p>附則</p>																												
<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 一般廃棄物を適正に処理するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳩吹クリーンセンター</td> <td>伊那市横山7227番地1412</td> </tr> <tr> <td>伊那市一般廃棄物最終処分場</td> <td>伊那市横山7227番地1415</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八丁銀座公衆便所</td> <td>伊那市山寺1888番地11</td> </tr> <tr> <td>錦町新地公衆便所</td> <td>伊那市荒井3446番地14</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳩吹クリーンセンター	伊那市横山7227番地1412	伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415	名称	位置	略		八丁銀座公衆便所	伊那市山寺1888番地11	錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14	略		<p>(施設の設置)</p> <p>第4条 一般廃棄物を適正に処理するため、次の施設を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那市一般廃棄物最終処分場</td> <td>伊那市横山7227番地1415</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 生活環境の清潔保持のため、次の公衆便所を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>錦町新地公衆便所</td> <td>伊那市荒井3446番地14</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415	名称	位置	略		錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14	略	
名称	位置																												
鳩吹クリーンセンター	伊那市横山7227番地1412																												
伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415																												
名称	位置																												
略																													
八丁銀座公衆便所	伊那市山寺1888番地11																												
錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14																												
略																													
名称	位置																												
伊那市一般廃棄物最終処分場	伊那市横山7227番地1415																												
名称	位置																												
略																													
錦町新地公衆便所	伊那市荒井3446番地14																												
略																													
<p>(改善指示等)</p> <p>第16条 市長は、占有者及び事業者一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があり、又は生活環境の保全上適当でない行為があると認めるときは、その占有者及び事業者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を<u>とる</u>べき旨の指示をすることができる。</p>	<p>(改善指示等)</p> <p>第16条 市長は、占有者及び事業者一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障があり、又は生活環境の保全上適当でない行為があると認めるときは、その占有者及び事業者に対し、期限を定めて必要な改善その他必要な措置を<u>執る</u>べき旨の指示をすることができる。</p>																												
<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第25条 <u>市が行う</u>一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有者から別表第1に</p>	<p>(一般廃棄物の処理手数料)</p> <p>第25条 <u>処理計画に基づき市が行う</u>一般廃棄物の収集、運搬及び処分について、占有</p>																												

旧	新																																	
<p>掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>	<p>者から別表第1に掲げる手数料を徴収する。</p> <p>2 略</p>																																	
<p><u>(産業廃棄物の処理手数料)</u></p> <p>第27条 第17条の規定により、産業廃棄物の処理を行った場合は、事業者から手数料を徴収する。</p> <p>2 前項の手数料の額は、10キログラム当たり400円とする。</p>																																		
<p>(手数料の減免)</p> <p>第28条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第25条の一般廃棄物の処理手数料又は前条の手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(手数料の減免)</p> <p>第27条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第25条の一般廃棄物の処理手数料を減額し、又は免除することができる。</p>																																	
<p>(委任)</p> <p>第29条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第28条 略</p>																																	
<p>別表第1 (第25条関係)</p> <p>一般廃棄物処理手数料</p> <p>1 可燃ごみ及び不燃ごみ</p> <table border="1" data-bbox="114 1050 1099 1466"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計画収集の場合</td> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円</td> </tr> <tr> <td>市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動</td> <td>1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自ら搬入する場合</td> <td>一般家庭</td> <td>10kgごとに 100円</td> </tr> <tr> <td>事業活動</td> <td>10kgごとに 400円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料		計画収集の場合	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円		事業活動	1袋につき 180円	自ら搬入する場合	一般家庭	10kgごとに 100円	事業活動	10kgごとに 400円	<p>別表第1 (第25条関係)</p> <p>一般廃棄物処理手数料</p> <table border="1" data-bbox="1144 1050 2130 1466"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可燃ごみ及び不燃ごみ</td> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円</td> </tr> <tr> <td>市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動</td> <td>1袋につき 180円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">粗大ごみ</td> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>200cmまで 400円</td> </tr> <tr> <td>200cmを超え350cmまで 800円</td> </tr> </tbody> </table>	種別	手数料		可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円		事業活動	1袋につき 180円	粗大ごみ	一般家庭	200cmまで 400円	200cmを超え350cmまで 800円
区分	手数料																																	
計画収集の場合	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円																																
		市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円																																
		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円																																
	事業活動	1袋につき 180円																																
自ら搬入する場合	一般家庭	10kgごとに 100円																																
	事業活動	10kgごとに 400円																																
種別	手数料																																	
可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで 1袋につき 30円																																
		市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの 1袋につき 180円																																
		本市に住所を有する旨の届出がされていない者 1袋につき 180円																																
	事業活動	1袋につき 180円																																
粗大ごみ	一般家庭	200cmまで 400円																																
		200cmを超え350cmまで 800円																																

旧		新	
備考 指定ごみ袋に収納し、自ら搬入する場合の手数料は、市が収集する場合の手数料とする。		350cmを超え500cmまで 1,200円	
2 粗大ごみ			
区分	手数料		
計画収集の場合	一般家庭	150cmまで	200円
		150cmを超え300cmまで	400円
		300cmを超え400cmまで	600円
		400cmを超え500cmまで	800円
自ら搬入する場合	10kgごとに	100円	
備考		備考	
1 手数料の欄に掲げる長さは、粗大ごみの長さ、幅及び高さの最大計測値の合計数値とする。		1 粗大ごみの手数料の欄に掲げる長さは、粗大ごみの長さ、幅及び高さの最大計測値の合計数値とする。	
2 粗大ごみの1辺の長さが200cmを超えるもの又は長さ、幅及び高さの最大計測値の合計が500cmを超えるものは、収集の対象外とする。		2 粗大ごみの1辺の長さが200cmを超えるもの又は長さ、幅及び高さの最大計測値の合計が500cmを超えるものは、収集の対象外とする。	
3 手数料には、一般廃棄物収集運搬業者による戸別収集方式の場合の収集運搬費用は含まれない。		3 粗大ごみの手数料には、一般廃棄物収集運搬業者による戸別収集方式の場合の収集運搬費用は含まれない。	

議案第3号関係資料(2)

伊那市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表 (第2条関係)

(傍線の部分は改正部分)

旧			新				
別表第1 (第25条関係) 一般廃棄物処理手数料			別表第1 (第25条関係) 一般廃棄物処理手数料				
種別	手数料		種別	手数料			
可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで <u>1袋につき 30円</u>	可燃ごみ及び不燃ごみ	一般家庭	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量まで <u>1袋につき</u>	燃やせるごみ指定ごみ袋大	50円
		市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの <u>1袋につき 180円</u>				燃やせるごみ指定ごみ袋中	40円
	本市に住所を有する旨の届出がされていない者 <u>1袋につき 180円</u>					燃やせるごみ指定ごみ袋小	30円
燃やせないごみ指定ごみ袋		40円					
事業活動	1袋につき <u>180円</u>	市長が規則で定める指定ごみ袋の年間使用基準数量を超えるもの <u>1袋につき</u>			燃やせるごみ指定ごみ袋大	200円	
					燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円	
事業活動	1袋につき <u>180円</u>	本市に住所を有する旨の届出がされていない者 <u>1袋につき</u>	燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円			
			燃やせないごみ指定ごみ袋	190円			
			燃やせるごみ指定ごみ袋大	200円			
			燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円			
事業活動	1袋につき <u>180円</u>	燃やせるごみ指定ごみ袋大	燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円			
			燃やせないごみ指定ごみ袋	190円			
事業活動	1袋につき <u>180円</u>	燃やせるごみ指定ごみ袋大	燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円			
			燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円			
事業活動	1袋につき <u>180円</u>	燃やせるごみ指定ごみ袋大	燃やせるごみ指定ごみ袋中	190円			
			燃やせるごみ指定ごみ袋小	180円			

旧			新				
						燃やせるごみ 指定ごみ袋中	190円
						燃やせるごみ 指定ごみ袋小	180円
略			略				
備考 略			備考 略				

議案第4号関係資料(1)

伊那市公民館条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧								新							
別表第1 (第2条関係)								別表第1 (第2条関係)							
名称				位置				名称				位置			
略								略							
手良公民館				伊那市手良野口260番地1				手良公民館				伊那市手良沢岡862番地1			
略								略							
別表第3 (第11条関係)								別表第3 (第11条関係)							
1 施設使用料								1 施設使用料							
(1)~(3) 略								(1)~(3) 略							
(4) 手良公民館								(4) 手良公民館							
		午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日			午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
講堂	平日	4,700円	6,500円	8,800円	10,300円	14,900円	19,200円	講堂	平日	4,700円	6,500円	8,800円	10,300円	14,900円	19,200円
	土日祝日	5,400円	7,400円	10,100円	11,800円	16,900円	21,900円		土日祝日	5,400円	7,400円	10,100円	11,800円	16,900円	21,900円
第一会議室		500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円	第1会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第二会議室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円	第2会議室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
第三会議室		500円	700円	900円	1,200円	1,600円	2,100円								
								研修室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
								講座室		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
								実習室		900円	1,300円	2,000円	2,200円	3,300円	4,300円
								プレイルーム		800円	1,000円	1,500円	1,900円	2,600円	3,400円
(5)~(8) 略								(5)~(8) 略							
2~3 略								2~3 略							

議案第4号関係資料(2)

伊那市役所支所設置条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧			新		
(出張所の名称、位置及び所管区域)			(出張所の名称、位置及び所管区域)		
第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			第3条 出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
出張所の名称	位置	所管区域	出張所の名称	位置	所管区域
略			略		
伊那市役所手良支所	伊那市 <u>手良野口260番地1</u>	手良中坪、手良野口、手良沢岡の区域	伊那市役所手良支所	伊那市 <u>手良沢岡862番地1</u>	手良中坪、手良野口、手良沢岡の区域
略			略		

議案第4号関係資料(3)

伊那市地域自治区条例新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新																								
<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手良地域自治区事務所</td> <td>伊那市手良野口260番地1</td> <td>手良地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略			手良地域自治区事務所	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域	略			<p>(事務所)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">名称</th> <th style="width: 33%;">位置</th> <th style="width: 33%;">所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>手良地域自治区事務所</td> <td>伊那市手良沢岡862番地1</td> <td>手良地域自治区の区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	略			手良地域自治区事務所	伊那市手良沢岡862番地1	手良地域自治区の区域	略		
名称	位置	所管区域																							
略																									
手良地域自治区事務所	伊那市手良野口260番地1	手良地域自治区の区域																							
略																									
名称	位置	所管区域																							
略																									
手良地域自治区事務所	伊那市手良沢岡862番地1	手良地域自治区の区域																							
略																									